

○港湾法第四十八条の四第六項第五号の国土交通大臣の指定する電子計算機

(令和五年九月二十九日)

(国土交通省告示第九百九十二号)

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十八条の四第六項第五号の規定に基づき、国土交通大臣の指定する電子計算機を次のように定める。

港湾法第四十八条の四第六項第五号の国土交通大臣の指定する電子計算機

国土交通省に設置される電子計算機

附 則

この告示は、令和五年十月一日から施行する。